

測量・調査等請負契約書

- 1 作業の名称
- 2 履行場所
- 3 履行期間 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額
 金 円
 (請負者が課税業者である場合に限り、記入してください。)
- 5 契約保証金 金 円
 ただし、現金 金 円
 代用証券 金 円
 (内訳別紙明細書のとおり)

上記の作業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

請負者 住 所

氏 名

印

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書（金額記載しない設計書、図面及び現場説明書を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする作業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の作業（以下「作業」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仕様書に明示されていないものについて疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(業務工程表等の提出)

- 第2条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づき業務工程表等を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 業務工程表等は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（報告義務等）

第 5 条 甲は、この契約の成果の一部を必要としたときは、乙に対してその資料の提出を求めることができる。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して作業の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（下請負の禁止）

第 6 条 乙は、作業の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(貸与品等)

- 第7条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。
 - 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 乙は、仕様書に定めるところにより、作業の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
 - 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(監督職員、主任技術者)

- 第8条 甲は、この契約の履行について自己に代わって監督し若しくは指示する監督職員を定め、また乙は作業履行の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、それぞれに通知するものとする。

(作業内容の変更等)

- 第9条 甲は、必要がある場合には、作業の内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、その責によらない事由により、期間内に作業を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して期間の延長を求めることができる。その延長日数は甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費)

第11条 作業の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、甲が負担するものとし、その額は甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、作業を完了したときは、遅滞なく作業完了届を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の作業完了届を受領したときは、その日から10日以内に成果物について、甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)により検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なく補正を行い再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(請負代金の支払)

第13条 乙は、前条第4項の規定により引き渡したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受領したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(前払金)

第14条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約（以下「前払金の保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書（以下「証書」という。）を甲に寄託して、その証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の10分の3を超えない額の前払金を請求することができる。

2 前項の前払金の支払の時期は、甲が乙より支払請求を受理した日から14日以内とする。

(前払金の変更等)

第15条 作業内容の変更その他の理由により、著しく請負代金額を増額した場合において、前払金の保証金額を増額したときは、乙はその証書を甲に寄託して、前条第1項の規定に準じてその増額後の請負代金額の10分の3の額から受領済の前払金額を差し引いた額以内の前払金を請求することができる。前条第2項の規定はこの場合について準用する。

2 作業内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、前払金支払額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、乙はその超過額を返還しなければならない。返還の時期は、請負代金額を減額した日から30日以内とする。ただし、本項の期間内に第17条の2の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

3 作業内容の変更その他の理由により、履行期限を延長し、又は短縮した場合においては、乙は、直ちに前払金の保証契約の保証期限を延長し又は短縮した履行期限までに変更し、その証書を甲に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第16条 乙は、前払金を契約書記載の作業（第2項にかかげる測量作業を除く。）の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料として必要な経費以外の支出に充当してはならない。

2 測量作業（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する測量をいう。）については、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料として必要な経費以外の支出に充当してはならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反したときは、乙に対して、甲の指定した期間内に前払金支払額（第17条の規定による支払をしているときは、第17条第1項に規定する支払額から第17条第5項の規定により支払った額を差し引いた額を控除した額。）を返還することを請求することができる。

この場合においては、前払金支払の日から返還の日まで、年10.75%の割合で計算した額の利息を付することができる。

(部分払)

第17条 乙は、作業完了前に、出来形部分に対する請負代金額相当額の10分の9以内の部分払を請求することができる。但し、この請求は、回を超えることができない。

2 乙は、前項の請求をしようとするときは、予め甲に対して出来形部分の検査の請求をしなければならない。

3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく検査職員により検査を行い、検査の結果を乙に通知しなければならない。

4 部分払金の支払の時期は、前項の検査に合格した部分に対する、乙からの請求書を受理した日から、14日以内とするものとする。

5 前払金の支払を受けている場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により部分払を請求することができる額は、次の式により算定するものとする。

請求額＝第1項の請負代金額相当額×(9/10－前払金額/請負代金額)

(部分引渡し)

第 17 条の 2 成果物について、甲が設計図書において作業の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下本条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の作業が完了したときは、第 12 条中「作業」とあるのは「指定部分に係る作業」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第 13 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 12 条中「作業」とあるのは「引渡部分に係る作業」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第 13 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前 2 項の規定により準用する第 13 条第 1 項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る請負代金は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する請負代金」及び第 2 号中「引渡部分に相応する請負代金」は、甲乙協議して定める。ただし、甲が、前 2 項において準用する第 13 条第 1 項の規定による請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- (1) 第 1 項に規定する部分引渡しに係る請負代金
指定部分に相応する請負代金 × (1 - 前払金の額 / 請負代金)
- (2) 第 2 項に規定する部分引渡しに係る請負代金
引渡部分に相応する請負代金 × (1 - 前払金の額 / 請負代金)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 18 条 乙の責に帰する事由により、期間内に作業を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、損害金を付して期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から第 17 条の 2 の規定による部分引渡しに係る請負代金額を控除した額につき、遅延日数により年 10.75%の割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰する事由により、第 13 条第 2 項(第 17 条の 2 において準用する場合を含む。)の請負代金の支払が遅延した場合には、乙は、甲に対して、年 10.75%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、作業に着手すべき期日を過ぎても作業に着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に作業が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 第 21 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項の規定により、契約を解除した場合において、乙が既に作業を完了した部分(第 17 条の 2 の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額(以下「既履行部分請負代金」という。)を乙に支払わなければならない。
 - 3 前項に規定する既履行部分請負代金は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - 4 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、乙は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

5 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2の規定による審決(第54条第3項の規定による審決で同条第1項に規定する行為に該当する事実がなかったと認める場合にするものを除く。)がなされ、当該審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付の命令をし、その命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45条)第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項から第5項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(乙の解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反により作業を完了することが不可能になったとき。

2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(解除による前払金の返還)

第22条 第19条又は第20条の規定により契約を解除した場合において、第14条及び第15条の規定に基づく前払金があったときは、当該前払金の額（第17条の規定により部分払をしているときは、部分払において償却した前払金の額を、第17条の2の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金を控除した額）を既履行部分に相当する請負代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、その余剰金に利息を付して返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、第19条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第14条及び第15条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第17条の規定による部分払があった場合は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を、第17条の2の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を第19条第3項の規定により定められた既履行部分請負代金から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、その余剰金に利息を付して返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。

3 第1項及び前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年10.75%の割合で計算した額とする。

(損害賠償の予定)

第23条 乙は、第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不公正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 第1項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(かし担保)

第24条 甲は、第12条第4項（第17条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の引渡しの日から3年間、乙に対して、成果物のかしの補正を請求することができるものとする。

2 甲は、前項のかしの補正にかえ損害賠償の請求をすることができる。

(違約金等の徴収)

第25条 乙が、この契約に基づく違約金、遅延利息及び賠償金を、甲の指定する期限までに支払わないときは、甲は、その支払わない額に、甲の指定する期限を経過した日から、乙の支払日までの日数につき、年10.75%の割合で計算した遅延利息を加えた額を徴収する。

2 前項の場合において請負代金支払額があるときは、甲の支払うべき請負代金と相殺して徴収し、なお、不足があるときは追徴する。

(秘密の保持)

第26条 乙は、作業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第28条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。